　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１８年２月　1２日

シニアリーグ実行委員会

**棄権行為・日程変更の処置について**

1. 日程変更とは・・・・

　　　　　　試合１０日前までに所属部競技委員に連絡した場合

* + 1. 日程変更希望チームは、所属部の競技委員に連絡しその指示に従う。

②　競技委員は、対戦相手・審判チーム・会場提供チームに連絡する。

* + 1. 会場費・会場管理費・審判費の１試合分受け取り凡そ１ヶ月以内に会場・審判を確保し、所属部の競技委員報告その指示に従い実施する。

１１月末までに実施できない場合は上記１試合分の試合経費を返却し、下記棄権行為❸とする

1. 棄権行為とは・・・・

❶　競技委員により試合日程決定後、９日前から当日に試合不可を連絡した場合

　　　　　　❷　当日８名に達せず試合が成立しなかった場合

　　　　　　❸　日程変更後、試合日が決定できなかった場合

1. 棄権行為発生の場合は、速やかに所属部競技委員に連絡、併せてその理由書を競技委員、　競技理事を通じて本部に提出すること。

その処置については、規律委員会にて審議し罰則内容は競技委員を通じて知らせる。

1. 試合は０－３とし、勝ち点－１の不戦敗とする。
2. その試合の会場費・会場管理費・審判費は、日程上の担当チームに原則として支払う。
3. 棄権したチームは、反則金５，０００円を支払い、その金額は棄権行為を受けたチームに返還とする。

付則　この処置事項は、平成１９年４月より実施する。

神奈川シニアサッカーリーグの下記規程による

・　運営細則

・　申し合わせ事項

・　リーグ戦要項

・　県議長杯トーナメント大会要項